

土地境界再確定加速化プラン(概要) (令和7年9月1日公表)



国土交通省

- 本年5月に設置した「能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム（PT）」（※）において、液状化により不明確となっている土地境界を早期に確定するための具体的手法を検討してきたところ。
- 今般、土地所有者の協力次第で、土地境界再確定に至る期間を大幅に短縮しうる実施方針として、PTにおいて「土地境界再確定加速化プラン」を策定。
- 今後は、本プランの下、関係省庁、自治体、事業者等と一体となって、土地境界再確定に向けた取組を推進していく。

（※）国土交通省、法務省、石川県、被災4市町（金沢市、羽咋市、かほく市、内灘町）及び土地境界専門家により構成。
本年5月以降、計3回のPTを開催したほか、実務者WGも計3回開催。

「土地境界再確定加速化プラン」(概要)

【再確定の具体的手法】

地籍調査によって、現況のズレの程度を把握した上で、以下の方法により対応。

①ズレの程度が小さい場合

→地籍調査により、元の境界などを確認し、登記

②ズレの程度が大きい場合

（土地所有者同士の譲渡合意による対応）

→地籍調査による分筆・登記、その後、土地所有者間所有権移転・登記

（土地区画整理事業による対応）

→地籍調査成果を土地所有者の合意のもと、土地区画整理事業に引き継ぎ、換地処分・登記

【加速化に向けた対応】

地籍調査の短期集中実施に向けて、以下の観点から国、県、市町が連携して対応。

◆予算・人員の確保

- ・監督や検査にかかる市町応援職員の確保。
- ・国、県、市町による必要予算の確保。

◆民間事業者等の外部専門家のフル活用

- ・外部委託制度（国土調査法10条2項包括委託）の最大限活用。
- ・土地家屋調査士等の全国からの応援態勢を確保。

本プランに基づき、当初、現状を把握する地籍調査の実施だけで3～7年を要する見込みであったところ、

土地所有者の協力などを得て、境界確認等がスムーズに進んだ地域では、国、自治体、土地家屋調査士等の関係者が連携して取り組み、境界確定に向けた調査を最短で令和8年度中に完了することを目指す。